

大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する 条例の制定について

1 趣旨

大津市のふれあいセンター5館については、今後廃止する方針とし、令和4年度には中ふれあいセンターを廃止した。今回は、伊香立ふれあいセンター及び南ふれあいセンターについて条例改正を行い、今年度末をもって廃止しようとするもの

2 改正条例

大津市ふれあいセンター条例(平成23年条例第51号)

3 改正内容

第2条表中の「大津市伊香立ふれあいセンター」、「大津市伊香立下龍華町584番地の157」、「大津市南ふれあいセンター」、「大津市稲津一丁目10番20号」を削る。

別表(第4条、第5条関係)中「(1)大津市伊香立ふれあいセンター」及び「(4)大津市南ふれあいセンター」の項目を削り、(2)から(3)までを1号ずつ繰り上げる。

4 施行期日(予定)

令和6年4月1日

5 備考

- ・伊香立ふれあいセンターは、ふれあいセンターの建物を保育園として転用する。
- ・南ふれあいセンターは、廃止する。
- ・残る比叡ふれあいセンター及び膳所ふれあいセンターについても地域との協議を行い、整ったところから条例を改正し、廃止していく予定である。

大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定 について

新旧対照表

現行		改正後(案)	
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称		(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称	
大津市伊香立ふれあいセンター	大津市伊香立下龍華町584番地の157	(削除)	(削除)
大津市比叡ふれあいセンター	大津市坂本六丁目33番19号	大津市比叡ふれあいセンター	大津市坂本六丁目33番19号
大津市膳所ふれあいセンター	大津市昭和町15番25号	大津市膳所ふれあいセンター	大津市昭和町15番25号
大津市南ふれあいセンター	大津市稲津一丁目10番20号	(削除)	(削除)
別表(第4条、第5条関係)		別表(第4条、第5条関係)	
(1)大津市伊香立ふれあいセンター		(1)(削除)	
使用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
室名			
調理実習室	530円	530円	530円
(2)大津市比叡ふれあいセンター (略)		(1)大津市比叡ふれあいセンター (略)	
(3)大津市膳所ふれあいセンター (略)		(2)大津市膳所ふれあいセンター (略)	
(4)大津市南ふれあいセンター		(4)(削除)	
使用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
室名			
大会議室	2,030円	2,030円	2,030円
会議室	530円	530円	530円
和室	740円	740円	740円
調理実習室	530円	530円	530円